

～ みんなが楽しく通うことができ、安心して学べる魅力ある西崎中～

2022/6/17(金)

生徒支援担当発行

No.3



# 生徒支援だより

## いじめは、どの学校にもどどの子にも起こる

【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法より)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、他の児童生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等も含む。)**であって、**対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**

(表現を一部簡略化しています)

### 法律上で定義されている“いじめ”とは

- ◆ 好意でおこなった言動
- ◆ よかれと思って行った言動
- ◆ 意図せずに行った言動
- ◆ 衝動的に行った言動
- ◆ 継続性がない行為
- ◆ 偶発的な行為 等



図1

5月に実施した「いじめ」防止ガイダンスの内容を家庭で再確認しましょう。「いじめ」と聞くと、図3の第3段階をイメージしがちです。しかし、**図1のようによかれと思ってやったことや偶発的なこと、図3の第1～2段階の遊び等であっても、行為を受けた側が「心身の苦痛」を感じたときにはいじめと判断されます。**

(種類は図2を参照)

### いじめの種類

**暴力**

- ・ 殴る、蹴る、小突く、つねる
- ・ 頭髪を引っ張る
- ・ プロレスごっこに見せかけ痛めつける
- ・ 足を引っかけて転ばす
- ・ 周囲を囲み、スポンや下着を下げる 等

**言葉の暴力(冷やかし等)**

- ・ あだ名や悪口を言う
- ・ 「〇〇死ぬ」と言う
- ・ やじる、はやし立てる
- ・ ヒソヒソ話をする
- ・ 「きもい」「うざい」「殺す」と言う 等

**仲間はずれや集団による無視**

- ・ 相手にしない
- ・ 知らんぷりする
- ・ 話しかけない、口をきかない
- ・ 遊びや運動仲間に入れない
- ・ 話し合いに入れない
- ・ 近くに寄らずに避ける
- ・ ならみつける 等

**たかり**

- ・ 物品や金銭を要求する
- ・ 食べ物をおこれと強要する
- ・ 家から金銭を持ち出すように命じる
- ・ 方引きするように命じる
- ・ 物品の交換を強要する 等

**嫌がらせ**

- ・ 嫌がることをあえてする
- ・ 持ち物にいたずらをする
- ・ こわす、隠す
- ・ 机を隠す 等

**言葉での脅かし**

- ・ 「チクるとただでは済まんぞ」と言う
- ・ 「ひどい目に遭わせるぞ」と言う
- ・ 言われたくないことを何度も言う 等

**その他**

- ・ 用足し、着替え、食事等の際にのぞき込む
- ・ 用事を言いつけ、相手を酷使する
- ・ 言いがかりをつけ、不快そうな表情やそぶりをする
- ・ パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする
- ・ 虚偽の情報や噂を流す(言いふらす) 等

図2

### いじめの進行：重大事態も最初は小さいいじめから

### 第3段階

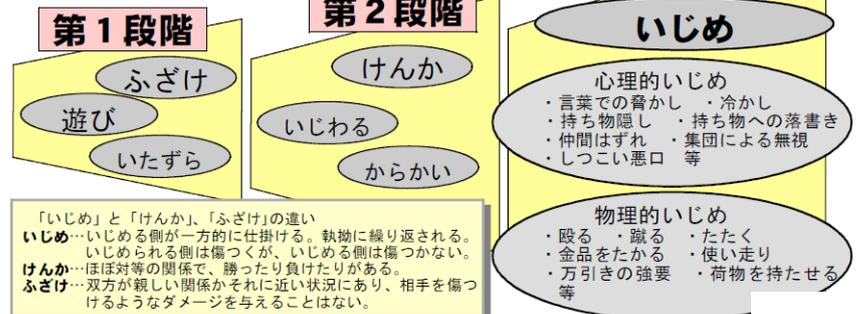


図3

### いじめの4層構造

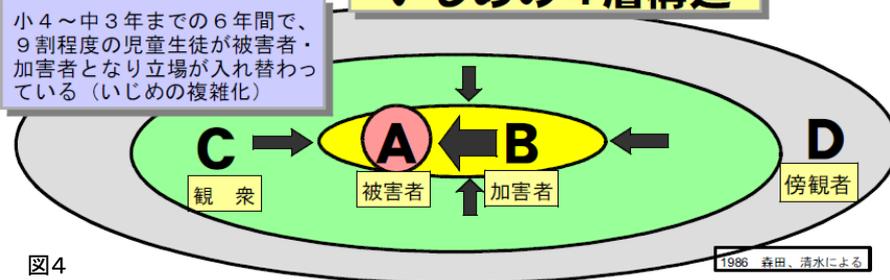


図4

- A = 被害者…いじめられている児童生徒
- B = 加害者…いじめている児童生徒
- C = 観衆…いじめをはやし立て、おもしろがっている児童生徒(いじめを強化する存在)
- D = 傍観者…見て見ぬふりをしている児童生徒(いじめを支持する存在)

また図4にあるように、小4～中3までに、9割の生徒が被害・加害となり立場が入れ替わっています。

日頃から相手の気持ちを考えた言動を心掛け、みんなが安心して過ごせる西崎中にしていきましょう。

(図は沖縄県いじめ対応マニュアル、いじめ防止研修動画より引用)